

第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加

(新法第 12 条、施行規則第 3 条関係)

1. 法改正事項の概要

- 第一種動物取扱業の登録を受けようとする者に対する登録拒否事由が追加された。
- 環境省令への委任事項としては、
 - 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者
 - 法人又は個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに諸々の登録拒否事由に該当する者があるものが規定された。

2. 基本的な考え方

- 「不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の規定は、第一種動物取扱業の登録取消し処分に係る行政手続法に基づく聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出を行い、事実上不利益処分を免れようとする業者について、当該届出後の新たな第一種動物取扱業の登録を一定期間行わせないようにするものである。
- 法人又は個人の使用人に係る欠格条項は、当該使用人が諸々の登録拒否事由に該当し、動物の不適正な取扱いを行う蓋然性が高いと判断される者が動物の取扱いについて主導的な立場に立つことを防ぐためのものであることから、「環境省令で定める使用人」には当該業に関する権限及び責任を有する者を規定する必要がある。

その上で、動物愛護管理法においては、第一種動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所ごとにその所在地を管轄する都道府県知事（政令指定都市の長を含む。）の登録が義務付けられていることに鑑み、「環境省令で定める使用人」は、各事業所において当該業に関する権限及び責任を有する者を規定することが妥当である。

なお、事業所ごとに選任が義務付けられている動物取扱責任者については、新法第 22 条第 2 項の規定により、本省令と同一の登録拒否事由が適用される。

3. 省令等の骨子（案）

- 「第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者」については、第一種動物取扱業の登録取消し処分に係る行政手続法に基づく聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないものを規定する。ただし、廃業等の届出の事由が相当の理由のある者を除くこととする。
- 「環境省令で定める使用人」として、第一種動物取扱業の登録を行おうとする者の使用人であって、本店又は支店の代表者のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で当該業に係る契約を締結する権限を有する者を置く場所の代表者を規定する。
- 上記に伴い、省令で定める第一種動物取扱業登録申請書の様式についても所要の改正を行う。

骨子案 No. ①

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

※令和元年改正反映後

(登録の拒否)

第十二条

一～七 (略)

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある
と認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号の
いずれかに該当する者があるもの

九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号
の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 (略)

(動物取扱責任者)

第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところに
より、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専
門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者
以外の者でなければならない。

3・4 (略)

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

(第一種動物取扱業の登録の基準)

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱
いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるもの
とする

一～七 (略)

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関す
る基準は、次に掲げるものとする。

一～九 (略)

3 法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生
飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げ
るものとする。

一～三 (略)

周辺の生活環境が損なわれている事態、虐待を受けるおそれがある事態
(新法第 25 条、施行規則第 12 条・第 12 条の 2 関係)

1. 法改正事項の概要

- 動物の飼養、保管等に起因した騒音等により周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認められるときは、当該事態を生じさせている者に対し、都道府県知事（政令指定都市の長を含む。以下同じ。）による指導・助言が可能となった。
- また、動物の飼養、保管等に起因した周辺の生活環境が損なわれている事態や動物が虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認めるときの勧告又は命令について、その実施に必要な限度において、動物を飼養等する者に対し、都道府県知事による報告の徴収又は立入検査が可能となった。
- 周辺の生活環境が損なわれている事態及び動物が虐待を受けるおそれがある事態については、犬の吠え声など多数ではない動物の飼養等によっても生じ得るものであることから、そのいずれにおいても、その起因となる動物の飼養等の状況について、「多数の動物」に限定しないこととされた。
また、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたことの起因となる活動については、動物の所有者又は占有者以外の者（いわゆる動物への餌やり行為者等）によるものも考えられるため、その起因となる活動に「給餌若しくは給水」が加えられた。
- 環境省令への委任事項としては、
 - 新法第 25 条第 1 項に規定される周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する指導・助言、同条第 2 項に規定される当該者に対する勧告の根拠となる環境省令で定める事態
 - 新法第 25 条第 4 項に規定される、動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する命令、勧告の根拠となる環境省令で定める事態が規定されている。

2. 基本的な考え方

- 「周辺の生活環境が損なわれている事態」として、「周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申請等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態」と規定されていることについては、現行の規定を維持する。

骨子案 No. ②

- 事態の起因となる動物の飼養等の状況について多数の動物に限定しないこととしたこと、及び事態の起因となる活動に給餌・給水が追加されたことを踏まえた所要の改正を行うものとする。
- 事態の起因となる動物の飼養等の状況について多数の動物に限定しないこととしたことは、法律の目的にある生活環境保全上の支障等の防止の実効性を高めるための措置であると考えられることから、当該事態が生じている周辺地域の住民のうち一個人からの苦情の申出等であっても、都道府県知事が必要な指導等を行う事態から一律に除外されるべきではないと考える。
- また、動物が虐待を受けるおそれがある事態については、「多数の動物」の限定が外れたことによる実質的な改正は不要であることから、特段の措置は講じないこととする。

3. 省令等の骨子（案）

- 周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態としては、現行の施行規則にある「周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申請等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態」を維持しつつ、これに加え、複数の苦情がなくとも、特に著しい支障を及ぼしているものとして、特別の事情があると都道府県知事が認める事態を対象とするものとする。
- また、事態の原因として、現行の施行規則では、動物の鳴き声その他の音の発生、臭気の発生、毛又は羽毛の飛散、多数の衛生動物の発生が規定されているところ、これらの起因となる活動として、飼養・保管に加えて、給餌・給水を追加する。

骨子案 No. ②

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

※令和元年改正反映後

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

骨子案 No. ②

《参考：令和元年改正前条文》

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 (略)

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつておりと認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待のおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。

骨子案 No. ②

- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置 (新法第 35 条関係、施行規則新設、告示)

1. 法改正事項の概要

- 現行法においては、所有者の判明しない犬又は猫（以下「所有者不明の犬猫」という。）について、都道府県等にその引取りの義務が課されているところ。
- 改正法により所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合が新たに規定され、その要件として、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合」が規定された。

2. 基本的な考え方

- 所有者不明の犬猫の引取りについては、生活環境被害を防止することが目的であることから、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがある場合は、行政が引き取った上で、返還・譲渡に努めることが重要である。
- 所有者不明の犬猫の引取りの拒否については、法律上の規定はなかったが、平成 24 年法改正時の衆参両院の環境委員会附帯決議等に照らし、多くの都道府県等（政令指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）において、所有者不明の犬猫の引取りを拒否する運用が行われてきた。本規定については、従来の法の規定と実態との整合性を取るため、また、犬猫の引取り数の減少は殺処分頭数の減少に寄与すると考えられることから新たに規定されたものである。
- 所有者不明の犬猫については、飼い主のいる蓋然性が高くても、その所有者が特定できない場合や適切な方法により地域猫活動等を実施している場合等に、引取り以外の対策・対応によって生活環境被害を防止する方法が取られる場合もあり、地域の実情に合わせた対策・対応が重要である。
- これらのことから、基本的な記載事項は、新たに法に規定された「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合」を規定するほか、地域の実情や個別事案に応じて法を運用することが可能となる規定とする必要があると考えられる。
- また、所有者からの犬猫の引取りを求められた場合の措置は、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 26 号。最終改正：平成 25 年 8 月 30 日環境省告示第 26 号）」により運用しているところ。所有者不明の犬猫の引取りに関する措置についても、同様に本告示において定められている。

3. 省令等の骨子（案）

- 所有者不明の犬猫についての引取りを拒否できる場合として、新法に規定された「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合」に加え、「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合」を省令に規定し、地域の実情や個別事案に応じた対応を可能とする。あわせて現行告示にも所要の措置を規定する。

骨子案 No. ③

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

※令和元年改正反映後

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行った犬又は猫についてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

骨子案 No. ③

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

（犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の二 法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

●平成 24 年衆参両院の環境委員会附帯決議

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成 24 年 8 月 28 日 参議院環境委員会）

八 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

動物を殺す場合の方法（新法第 40 条関係）

1. 法改正事項の概要

- 現行法においては、動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないとされており、環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 7 年総理府告示 40 号。最終改正：平成 19 年環境省令告示第 105 号。以下「本指針」という。）を定めているところ。
- 改正法により、本指針で定める必要な事項を定める場合は、「国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない」と新たに規定された。

2. 基本的な考え方

- 動物を殺す場合の方法については、本指針では、「化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」としている。
- 自治体による犬猫の殺処分は、炭酸ガス装置による方法と麻酔薬の静脈注射等による方法の双方が用いられているケースが多いが、炭酸ガスによる殺処分について多くの批判が寄せられていることから、国際的動向に十分配慮する旨の努力規定が規定されたものと考えられる。
- できる限り苦痛を与えない殺処分の方法については、家庭動物以外の様々な動物も対象であり、時代背景と社会認識の変化や具体的な技術の進歩に応じてそのあり方を整理することが求められており、その基本的考え方や具体的な手法について再整理していくことが必要である。検討にあたっては、作業に当たる人間の危険性や心理面にも十分な配慮が必要とされてきた。
- これらのことから、今後の検討するに当たっての基本的な方向性については、新たに法に規定された「国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない」と規定されたことを踏まえ、必要な情報を収集し、検討を進める必要がある。

3. 対応方針（案）

- 動物の殺す場合の方法についての検討に当たっては、地方自治体、獣医師会、専門家等の協力を得ながら、科学的根拠をはじめ、作業従事者の安全性、心理面での負担等を考慮し、運用可能性も含めて検討を進める必要がある。
- まずは海外の科学的知見、制度、ガイドライン等について情報収集を行う。その際、作成の背景・経緯、作成主体となった団体の関連情報や作成時に考慮された科学的知見、文化的な考え方等についても併せて情報を収集し、整理を行う。

骨子案 No. ④

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

※令和元年改正反映後

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

●動物の殺処分方法に関する指針

(平成7年総理府告示40号。最終改正：平成19年環境省令告示第105号)

第3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加
(新法第 21 条の 5、施行規則第 10 条の 2・第 10 条の 3・第 10 条の 4 関係)

1. 法改正事項の概要

- 犬猫等販売業者に義務付けられてきた犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等について、対象となる動物及び業種の範囲が拡大されたものである。これに伴い、「個体ごとに」帳簿を記載するとする規定は削除された。
- 対象となる動物が犬猫から動物全般に、対象範囲は「動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者」と規定された。
- 環境省令への委任事項としては、「環境省令で定めるところ」により、帳簿を備えることとなっており、「その他の環境省令で定める事項」として、帳簿の記載事項等が規定されている。また、「環境省令で定めるところ」により、「環境省令で定める期間」ごとに都道府県知事に届け出なければならない事項が規定されている。

2. 基本的な考え方

- 帳簿の備付け等の対象となる動物及び業種の拡大は、都道府県知事による第一種動物取扱業者への指導監督の円滑化及び第一種動物取扱業による適正飼養等の促進を図るとの趣旨で設けられたものである。
- このため、基本的な記載事項は、従前の犬猫に対して求められた規定を準用する。
- また、個体ごとに記載するとする規定が削除されたのは、ハムスター等の小型の動物等について、個体の識別や個体ごとの管理が難しく、一度に複数個体を仕入れ、個体群として管理する場合があること等を考慮したものと考えられることから、犬猫については従前どおり個体ごとの帳簿記載を求め、その他の動物種については、種ごとにその数を記載する。

3. 省令等の骨子（案）

- 帳簿の記載事項及び方法等について、犬猫の場合は従来通り個体ごとに記載し、犬猫以外の動物については、同時期に所有し、又は占有した動物の種類ごとに記載する。
また、今回新たに加わった業種のうち貸出し業については、貸し出した相手方に関する事項及び貸出しの目的に関する事項等を記載する。さらに、展示業等、野生個体を捕獲して取り扱うことを想定し、野生個体を捕獲した場合は捕獲場所等に関する事項等を記載する。

骨子案 No. ⑤

<以下、従前の犬猫に係る規定どおり>

- 帳簿の保存期間は5年間、保存方法は電磁的方法による記録媒体を認める。
- 都道府県知事への定期報告は届出書をもって毎年1回行うこととする。

骨子案 No. ⑤

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

※令和元年改正反映後

(動物に関する帳簿の備付け等)

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
 - 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
 - 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
 - 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
 - 五 その他環境省令で定める事項

《参考：令和元年改正前条文》

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等)

第二十二条の六 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至った日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
 - 二 当該期間中に新たに所有するに至った犬猫等の種類ごとの数
 - 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数
 - 四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定

骨子案 No. ⑤

期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け）

第十条の二 法第二十二条の六第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該犬猫等の品種等の名称
 - 二 当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された犬猫等であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
 - 三 当該犬猫等の生年月日（輸入等をされた犬猫等であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - 四 当該犬猫等を所有するに至った日
 - 五 当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - 六 当該犬猫等の販売又は引渡しをした日
 - 七 当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - 八 当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
 - 九 当該犬猫等の販売を行った者の氏名
 - 十 当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
 - 十一 当該犬猫等が死亡（犬猫等販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
 - 十二 当該犬猫等の死亡の原因
- 2 法第二十二条の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。
 - 3 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。
 - 4 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

動物取扱責任者等に関する要件の追加

(新法第 22 条、施行規則第 3 条・第 9 条・第 10 条関係)

1. 法改正事項の概要

- 第一種動物取扱業者に選任が義務付けられてきた動物取扱責任者について「十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者」のうちから選任することと規定され、選任要件の充実が図られたものである。
- また、都道府県知事等に実施が義務付けられている動物取扱責任者研修について、都道府県知事は、全部又は一部を委託することができる旨が規定された。
- 環境省令への委任事項としては、動物取扱責任者の要件及び動物取扱責任者研修の内容を定めることが規定されている。

2. 基本的な考え方

(1) 動物取扱責任者の選任要件

- 動物取扱責任者は、動物の適正な飼養管理や購入者等への説明及び自治体職員からの指導に対する窓口対応等における責任者として、一定の選任要件と基礎的な知識に関する研修受講が規定されているものであり、今回の法改正において、第一種動物取扱業による適正飼養等をさらに促進していくため、選任要件の充実が図られたものである。
- このため、選任要件は従前の半年以上の実務経験又は1年以上の教育機関の卒業又は客観的な試験とされていた規定を厳格化し、技術的能力と専門的な知識経験双方を備えていることを明確にする。

(2) 動物取扱責任者研修

- 動物取扱責任者研修について、全部又は一部を委託することができる旨が規定されたのは、一律に定められている研修の内容が業種や動物種ごとに異なる業の実態と乖離している場合や、マネリ化を招いている場合があるといったという指摘等を考慮したものと考えられる。

さらに、関西広域連合から地方分権推進提案事項として、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とするため、動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)が求められたことに対し、平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)において、「(前略)～法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成 31 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

骨子案 No. ⑥

- このため、研修については、選任要件を厳格化することも踏まえ、省令においては、動物の適正飼養等を担保しつつ、都道府県知事等が地域の実情や業種によってもっとも効果的な研修となるよう自治体の裁量を確保するための見直しを行う。

3. 省令等の骨子（案）

- 動物取扱責任者の要件について、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者として、以下のいずれかの要件に該当するものを規定する。
 - 国家資格である獣医師免許又は愛玩動物看護師免許を取得している者。
 - 現行の施行規則第3条第1項第5号イ～ハのいずれかではなく、イとロ又はイとハの2つの要件を満たす者。さらに、このうち、実務経験は「常勤の職員として」の期間とすることを明示する。

<参考>

施行規則第3条第1項第5号

- イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。
 - ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。
 - ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識を習得していることの証明を得ていること。
- 動物取扱責任者研修の回数・項目等の一律の義務付けを見直し、内容については「地域の実情に応じて第一種動物取扱業の業務の実施にあたり効果的である事項として都道府県知事が設定した研修を受けさせること」といった自治体の裁量を確保できる規定とする。

骨子案 No. ⑥

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

※令和元年改正反映後

(動物取扱責任者)

第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

- 2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。
- 4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、相当と認める者に、その実施を委託することができる。

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）

(動物取扱責任者の選任)

第九條 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

- 一 第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。
- 二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

(動物取扱責任者研修)

第十條 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による開催の通知を受けた第一種動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研

骨子案 No. ⑥

修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

- 一 一年に一回以上受けさせること。
- 二 一回当たり三時間以上受けさせること。
- 三 次に掲げる項目について受けさせること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
 - ロ 飼養施設の管理に関する方法
 - ハ 動物の管理に関する方法
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。

特定動物の飼養及び保管の禁止の特例

(新法第 25 条の 2、施行規則第 13 条関係)

1. 法改正事項の概要

- 特定動物(政令で指定)の定義に、当該特定動物が交雑することにより生じた動物が加わり、新法第 26 条第 1 項の許可を受けて飼養又は保管をする場合、獣医師が診療のために飼養又は保管をする場合など「その他の環境省令で定める場合」を除き、特定動物の飼養又は保管を行うことは一般的に禁止されることとなった。

2. 基本的な考え方

- 特定動物の飼養又は保管については、その危険性に鑑み、人間の生命・身体の安全確保の観点から交雑種が新たに規制されることとなり、また、平時の逸走等による事故の重大性や大規模災害時の取扱いの困難さ等を鑑み、その飼養又は保管が一般的に禁止されることとなった。
- こうした改正法の趣旨を踏まえれば、飼養及び保管の禁止の特例として環境省令で定める事項については、公益上必要な事項とされるべきであり、現行の施行規則第 13 条(飼養又は保管の許可を要しない場合)の内容も踏まえ、所要の事項を規定することとする。

3. 省令等の骨子(案)

- 現行の施行規則第 13 条において許可を要しない場合として列記している、診療施設において獣医師が診療のために飼養又は保管をする場合等のほか、遺失物法の規定に基づく業務に伴って飼養又は保管をする場合などの項目を加える。
- 施行規則第 13 条の小見出し(飼養又は保管の許可を要しない場合)を(飼養等の禁止の適用除外)と改める。

骨子案 No. ⑦

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

※令和元年改正反映後

(特定動物の飼養及び保管の禁止)

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

《参考：令和元年改正前条文》

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合
- 二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 三 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法第七条、家畜伝染病予防法第四十条若しくは

骨子案 No. ⑦

第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

六 税関職員が関税法第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

十 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限る。）

十一 法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合

特定動物の飼養又は保管の目的（新法第 26 条、施行規則新設）

1. 法改正事項の概要

- 特定動物の飼養又は保管については、その危険性に鑑み、人間の生命・身体の安全の観点から交雑種が新たに規制されることとなり、また、平時の逸走等による事故の重大性や大規模災害時の取扱いの困難さ等を鑑み、その飼養又は保管が一般的に禁止されることとなった（特定動物の愛玩目的での飼養等の禁止）。（再掲）
- その上で、禁止の適用除外の一例として、動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行うとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事による許可を受けなければならないこととされた。

2. 基本的な考え方

- 特定動物の飼養又は保管については、改正法の趣旨を踏まえれば、その飼養等が認められる範囲は限定的であるべきと考えるが、法改正前の飼養者等における既得権益の保護や社会通念上合理的と考えられる飼養等の目的の許容について配慮がなされるべきと考える。
- このほか、愛玩目的での飼養等であっても、改正法の経過措置等により継続して飼養等を行っている者が新たな飼養等の許可を得なければならない場合について、経過措置を規定する必要がある。
- さらに、被相続人が死亡した場合など、不測の事態により特定動物を継続して飼養等を行う場合への手当を設けるほか、人の生命等に対する侵害の防止や公益上の必要がある場合について措置を講ずる必要がある。

3. 省令等の骨子（案）

- 許可の対象となる「環境省令で定める目的」について、以下のとおり規定する。
 - （1）動物園その他これに類する施設における展示
対象：第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業のうち、業の実態を伴うものを想定
 - （2）試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供すること
対象：学術的な視点に立った調査研究等として、大学、国公立研究機関、企業の試験研究部門等が実施する学術研究や生物学的製剤の製造等を想定
 - （3）飲食の用に供すること
対象：マムシ酒・食用肉を想定。

骨子案 No. ⑧

(4) 生業の維持

対象：「特定動物の飼養禁止の前から当該種に関連する特定の業活動を継続させている場合」を想定

(5) 経過規定

- ① 「愛玩目的等で既に許可を得て旧法上の特定動物を飼養している者」及び「経過措置規定の適用を受けて愛玩目的等で交雑個体の特定動物を飼養している者」が、有効期間満了時に許可を取得して行う飼養
- ② 愛玩目的等で飼養等をしている特定飼養施設の所在地の変更（都道府県区域外）に伴い許可が必要となる場合

(6) その他

- ① 相続人又は破産管財人若しくは清算人が継続して当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合
- ② その他、国民の間に動物を愛護する気風を招来すること、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止すること、その他公益上の必要があると認められる目的

- 上記の目的規定に伴い必要な申請様式の変更等所要の改正を行う。

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

※令和元年改正反映後

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
- 八 その他環境省令で定める事項

特定動物の飼養又は保管の変更の許可等

(新法第 28 条、施行規則第 18 条関係)

1. 法改正事項の概要

- 特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者が変更の許可を受けなければならない場合として、飼養又は保管の目的を変更する場合は追加された。環境省令への委任事項としては、「環境省令で定めるところにより」都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。

2. 基本的な考え方

- 改正法により特定動物の飼養又は保管について規制が強化され、その目的によって許可されうることとされたことから、飼養又は保管の目的を変更する際に必要な手続きに係る事項を改正する。

3. 省令等の骨子(案)

- 変更許可の様式を変更し、「飼養又は保管の目的」の項目を追加する。

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

※令和元年改正反映後

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

(変更の許可)

第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を提出して行うものとする。

- 2 法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第二十八条第一項の環境省令で定める軽微な変更は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置の変更であつて、前条第三号ロに掲げる措置から同号イに掲げる措置への変更とする。
- 5 第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する。